

東北大学（青葉山3）農学研究科太陽光発電設備設置事業

要求水準書

令和6年7月

国立大学法人 東北大学

東北大学（青葉山 3）農学研究科太陽光発電設備設置事業
要求水準書

目 次

本要求水準書の位置付け-----	2
Ⅰ. 本事業の概要	
1. 本事業の目的-----	2
2. 敷地情報-----	2
3. 事業の業務範囲-----	3
Ⅱ. 事業全般に関する要求水準	
1. 遵守すべき法規制等-----	5
2. 適用基準等-----	5
3. 事業の条件-----	6
Ⅲ. 太陽光発電設備設置事業に関する要求水準	
1. 太陽光発電設備設置計画に関する要求水準	
1-1 設備計画における基本的要件-----	7
2. 太陽光発電設備設置事業の実務に関する要求水準	
2-1 設計業務に関する要求事項-----	9
2-2 工事に関する要求事項-----	9
※ 添付資料	
・ 参考配置図-----	資料1
・ 設置予定太陽光発電設備イメージ図-----	資料2
・ 太陽光発電設備設置場所付近ボーリング調査関係資料-----	資料3
・ 工事現場説明書-----	資料4

本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「東北大学（青葉山3）農学研究科太陽光発電設備設置事業（以下「本事業」という。）に関して、事業全般、太陽光発電設備設置事業に関する要件について、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が要求する水準を示すものである。

なお、本要求水準書は、本学が入札に参加しようとする者に対して交付する入札説明書と一体のものである。

I. 本事業の概要

1. 本事業の目的

本事業は、営農型太陽光発電設備を大学敷地内にある圃場に整備し、太陽光発電と作物栽培を両立する次世代型太陽光発電システムの研究開発を行い、本学のエネルギーマネジメントシステム構築に関する研究を推進するものである。

整備にあたっては、施工範囲の標準仕様を示す本書を基本とし、風害・雪害・水害などの自然条件に対し実効性のある施工が必要となるため、最新の知見やノウハウを豊富に取り入れることで、限られた予算と土地を有効に活用し、長期にわたり健全に運用できる発電設備の整備を図ることを目的とする。

2. 敷地情報

本事業計画地敷地の主な情報は次のとおりである。

(1) 位置

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1（東北大学青葉山3団地構内）

(2) 敷地面積

1,581,603㎡（東北大学青葉山団地全体）

(3) 都市計画情報等

都市計画：都市計画区域、市街化区域

地区計画等：東北大学青葉山新キャンパス

用途地域：準工業地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

高度地区：第四種高度地区

防火指定：準防火地域

都市計画以外の制限

立地適正化計画（居住誘導区域）：居住誘導区域

保存緑地：青葉山

下水道処理区域：分流式処理区域

屋外広告物条例：第二種許可地域

青葉山・大年寺山ゾーン

景観計画 景観重点区域：青葉山・大年寺山ゾーン B地区
30m以下

宅地造成等規制法：宅地造成工事規制区域

広瀬川の清流を守る条例：水質保全区域

景観計画 区域ゾーン区分：沿線市街地ゾーン

(4) 用途

建築基準法上：学校（大学）

消防法上：学校（大学）

(5) 自然条件

垂直積雪量 40 cm

3. 事業の業務範囲

本事業において、受注者の業務範囲は、営農型太陽光発電設備について設計・設置工事を行うこととする。受注者が、本要求水準書に従って行う業務は、次のとおりとする。

本事業の実施におけるリスク分担は【表1 リスク分担表】による。

(1) 本事業の設計等業務

- ① 受注者が要求水準を満たすために必要と考える事前調査業務及びその関連業務
・地盤調査含む
- ② 本設備設置に係る実施設計および、その関連業務
- ③ 圃場内全体整備にかかる将来構想およびプラン図等作成業務
- ④ 関連法令等に基づく工事開始までに必要な、各種事前協議を含めた手続き業務
及び工事期間中、完了時に必要な手続き業務
・計画通知の手続き業務
・総合的設計による一団地認定申請に係る関係機関との調整、図面等の作成
及び手続き業務（既存表示看板2箇所の変更を含む）
※上記記載の申請業務、関係機関と協議の結果、不要であれば除く
・系統連系するための、電力会社との手続き業務
ほか、必要となる各種申請

(2) 本事業の設備設置工事等業務

- ① 設備設置に係る工事及びその関連業務
- ② 設備設置工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

表1

【リスク分担表】

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先		備考
			発注者	受注者	
契約	①発注者によるリスク	発注者の帰責事由により、契約が締結できない又は契約手続に長時間を要する場合	○		
	②受注者によるリスク	受注者の帰責事由により、契約が締結できない又は契約手続に長時間を要する場合		○	
技術条件	①工法等	採用工法の性能確保、工法・仕様の特異性、使用機械・器具装置の故障、仕様材料の品質のバラつき		○	
	②その他	施工手順に関する技術提案		○	
自然条件	①気象	雨害、雪害、風害等の自然的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの	○	△	通常予見可能な範囲内のリスクは受注者が負担する
社会条件	①近接施工	工事の影響に配慮すべき既存施設、道路等の近接物		○	
	②住民対応	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○	△	受注者が実施する設計、建設工事に関わるリスクは受注者が負担する
マネジメント特性	①工程管理	工期・工程の制約、変更への対応（工程変更等に伴うものを含む）		○	
	②品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ、特異性（高い品質管理精度の要求を含む）		○	
	③安全管理	高所での危険作業		○	
その他	①不可抗力	地震等による地盤の被害のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの	○	△	通常予見可能な範囲内のリスクは受注者が負担する
	②人為的なミス	設計のミス、積算の間違い		○	
	③法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○		
	④その他	契約不履行、労働争議、施設管理体制、機密保持		○	

II. 事業全般に関する要求水準

1. 遵守すべき法規制等

本事業の実施に当たっては、次の関連法令等（最新版）を遵守する。

- ・電気事業法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・国立大学法人法
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律（グリーン購入法）
- ・土壌汚染対策法
- ・景観法
- ・その他本事業に関係する関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関連法令、条例及び指導要綱等についても遵守すること。

2. 適用基準等

本事業を行うにあたっては、基本的に下記基準類の最新版に準じた機能、性能を有すること。

- ・公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（電気設備工事編）
- ・文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）
- ・文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・建築構造設計指針
- ・建築設備設計基準
- ・建築工事特記仕様書書式
- ・電気設備工事特記仕様書書式
- ・公共建築工事積算基準（統一基準）
- ・公共建築工事共通費積算基準（統一基準）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）
- ・公共建築数量積算基準（統一基準）
- ・公共建築設備数量積算基準（統一基準）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）（設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・文部科学省土木工事標準仕様書
- ・文教施設工事積算要領（土木工事）
- ・公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- ・文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）
- ・建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- ・建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）
- ・建築設備設計基準（国交省営繕部監修）
- ・文部科学省地盤調査標準仕様書

施工に関して疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。

3. 事業の条件

事業を行うにあたり、下記事項を条件とする。

- (1) 業務期間は令和7年3月27日までとする。
- (2) 実施設計を進めるにあたっては、太陽光発電設備を設置する敷地を調査・把握し、それに基づいた計画を行うこと。

Ⅲ. 太陽光発電設備設置事業に関する要求水準

1. 太陽光発電設備設置計画に関する要求水準

1-1 設備計画における基本的要件

(1) 設備・機器類に関すること

- ・太陽光発電装置は、太陽光パネル、接続箱、パワーコンディショナーで構築する。
- ・設置する設備は、営農型太陽光発電設備を想定した計画であり、太陽光発電設備の下で本格的な農作業が可能な以下に記載する大きさ、仕様とする。
 - 設置する太陽光発電設備の大きさ
長さ:21～23m×幅:6～8m×高さ:3.5～4m
 - 設置する太陽光パネル1枚の大きさ
1～1.4m×1.6～2m
 - 設置する太陽光発電設備の仕様
支柱が4隅にのみ設置され、太陽光パネル下における農作業等の作業効率が非常にすぐれている仕様のもの。
太陽光パネルが容易に脱着出来るもの。
- ・太陽光発電設備は、その機器の性能を最大限発揮出来るように、環境条件等も踏まえ計画・設計を行うこと。
- ・設置する太陽光発電設備の出力は、8kW以上20kW未満の太陽光発電設備とすること。
- ・設備は全て新たに製作されたもので中古品は不可とする。
- ・各設備は、十分な防錆効果をもつ処理を行い耐久性に配慮した仕上げることにすること。
- ・製品の性能、耐久性、信頼性、経済性及び製造元の保守体制等を重視し提案すること。
- ・パワーコンディショナー等の性能、設置場所に関しては騒音、振動、電波障害等を考慮すること。

(2) 系統連系に関すること

- ・系統連系の電圧は単相3線式200Vとし、既設南東変電所の低圧配電盤へ接続すること。なお、不足するブレーカー等は、本事業で用意すること。
既設南東変電所の位置は、資料1 参考配置図に記載。
- ・送配電事業者（電力会社）の電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインに則った対策を講じること。
- ・系統連系に係る条件は、送配電事業者（電力会社）との協議により確定する。

(3) 停電時に関すること

- ・停電時でも、太陽光パネルが発電した電気エネルギーを使用できるように自立運転機能とする。

(4) 太陽光パネルに関すること

- ・地上で、太陽光を有効に採光できる場所に設置する。
- ・シリコン系、化合物系、有機物系等の種類は問わない。
- ・太陽光パネルの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽光パネルの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、国際電気標準会議（IEC）等の国際規格も可とする。）について、太陽電池メーカーによる出力保証を求めるものとする。
- ・年間を通して日影とならないよう周辺環境や、次の事項からの影響を考慮して配置する。

■ 年間を通しての発電量

■ 積雪対策

■ 耐風性

■ 光害

- ・太陽光パネルの強度は、設置した場合に想定される荷重に耐える強度を有するものとする。
 - ・太陽電池アレイ用架台の材質等は設置環境に見合うものとし、特記する。太陽電池アレイ用架台は、日本工業規格JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」より算出される荷重に耐えられるものとする。
- (5) パワーコンディショナーに関すること
- ・故障時には、速やかに送配電事業者（電力会社）の電力系統との連系接続を解列し確実に停止すること。
 - ・基礎の設計を行い、構造計算書を提出すること。
- (6) 基礎等の構造及び敷地に関すること
- ・維持管理を容易にし、発電効率等を考慮したレイアウトを提案すること。
 - ・本工事に影響を及ぼさないよう計画・設計すること。
 - ・自然条件を考慮した基礎等の設計を行い、構造計算書を提出すること。
- なお、計画地の積雪荷重は、40cmの垂直積雪量を基に、20N/m²で計算することとする。
- (7) その他附帯工事等
- ・盗難、器物損壊、不法侵入等に対する防止・防犯措置について提案すること。
 - ・計画地とその動線の伐採、整備は別途工事とする。
- (8) 協議及び申請
- ・関係機関、電力会社、特定行政庁等との協議及び申請業務が必要な場合は、その業務に必要な費用は本事業に含めること。
- ※申請手続で、大臣認定が必要なる場合は、構造変更等の対応を協議し、支柱の本数や形状変更も考慮する。
- (9) 保証に関すること
- ・納入する電気機器、電気設備についての保証期間は、本学と受注者の協議にて決める事とする。保証期間内に故障又は不良が生じた場合、協議の結果、明らかに受注者の責によるものと判明した場合は速やかに保証又は取替えを実施すること。
 - 保証期間外に故障又は不良が生じた場合も、協議の結果、明らかに受注者の責によるものと判明した場合は速やかに保証又は取替えを実施すること。
 - ・保証範囲等を明確にし、提案すること。
- (10) 事業に関すること
- ・本事業を効果的かつ効率的に運営する上で交換等が必要な機器及び設備に関する維持管理費を提案すること。
 - ・本事業実施にあたり、関係法令等に基づき必要な管理、点検などのメンテナンスなどについて、その内容、頻度、費用などを明確に提案すること。
 - ・本事業を効果的かつ効率的に運用するにあたり、独自の提案などがあれば受けつけるものとする。
- (11) 事業完了
- 完成検査に関することは次のとおりとする。
- ・電気事業法により必要な届出を行うこと。なお、届出に必要な試運転、検査は本事業内とする。
 - ・工事完了後は受注者自身による試験運転及び検査を経て、必要書類を整備した上で本学に完成検査を申請すること。
 - ・検査日は、本学と協議の上、決定する。

2. 太陽光発電設備設置事業の実務に関する要求水準

2-1 設計業務に関する要求水準

(1) 業務全般

- ・受注者は、業務の遂行に必要と考える調査を行う。
- ・受注者は、設計を進めるにあたっての工程表、体制表を記載した設計図書を本学に提出する。
- ・受注者は、設計業務の詳細および工事の範囲並びに設計図書等の表記方法等について本学と十分に打合せをして、業務の目的を達成するものとする。
- ・受注者は、本学関係者とヒヤリングを実施し、その結果を本学と協議のうえ設計に反映させるものとする。
- ・受注者は、設計業務の進捗状況に応じて、本学に対して設計図書を提出するなどの中間報告をし、本学と十分に打ち合わせるものとする。
- ・受注者は、官庁・電力会社等の諸手続きを行うとともに、関係機関との協議の結果は、必ず本学へ書面にて報告する。

(2) 設計図書

- ・設計者は、実施設計完了時に設計図書を本学に提出し、確認を得る。提出する設計図書は、工事施工および工事費精算に支障ないものとし、詳細については本学と協議する。
- ・提出する設計図書は、次のものとする。
実施設計図面、各計算書、打合せ議事録、工事費内訳明細書等。
- ・工事費内訳明細書の体裁は監督職員の指示による。

(3) 設計確認業務

- ・受注者は、実施設計後、本学に対し実施設計内容の再確認を行う。
- ・受注者は、設計確認において本学の依頼により変更が生じた場合には、速やかに内容を調整し、工事に支障が生じないよう図面等の訂正を行う。
設計内容が要求水準書に定める内容に変更が生じる場合、受注者は、設計変更書（数量計算書、見積書、工程表）を作成・提出し、本学の承諾を得ることとする。
- ・本学および受注者は変更の内容および地盤調査結果などにより要求水準書を超える部分の費用について協議を行う。

2-2 工事に関する要求事項

(1) 業務全般

- ・受注者は、工事着手前に以下の（4）から（7）に留意して施工計画を立て、本学と協議を行う。
- ・作業時間については、本学の承諾を得ること。また、本学が指定する日（入学試験日等）については、工事は行わないものとする。
- ・本学敷地内においては全て禁煙である。

(2) 工事写真

- ・工事写真は、サービス判とし、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、撮影方向を記載した平面図等と共にファイルとして提出すること。

(3) 第三者対応

- ・受注者は発生した苦情その他については、窓口となり工程に支障をきたさないように処理を行う。

(4) 安全対策

- ・受注者は、工事範囲内において、本学関係者及び工事関係者の安全確保に十分配慮する。
- ・受注者は、工事車両の通行についてあらかじめ周辺道路の状況を把握し、運行速度（構内においては20km/時）や誘導員の配置、道路の清掃等、十分な配慮を行う。

(5) 環境対策

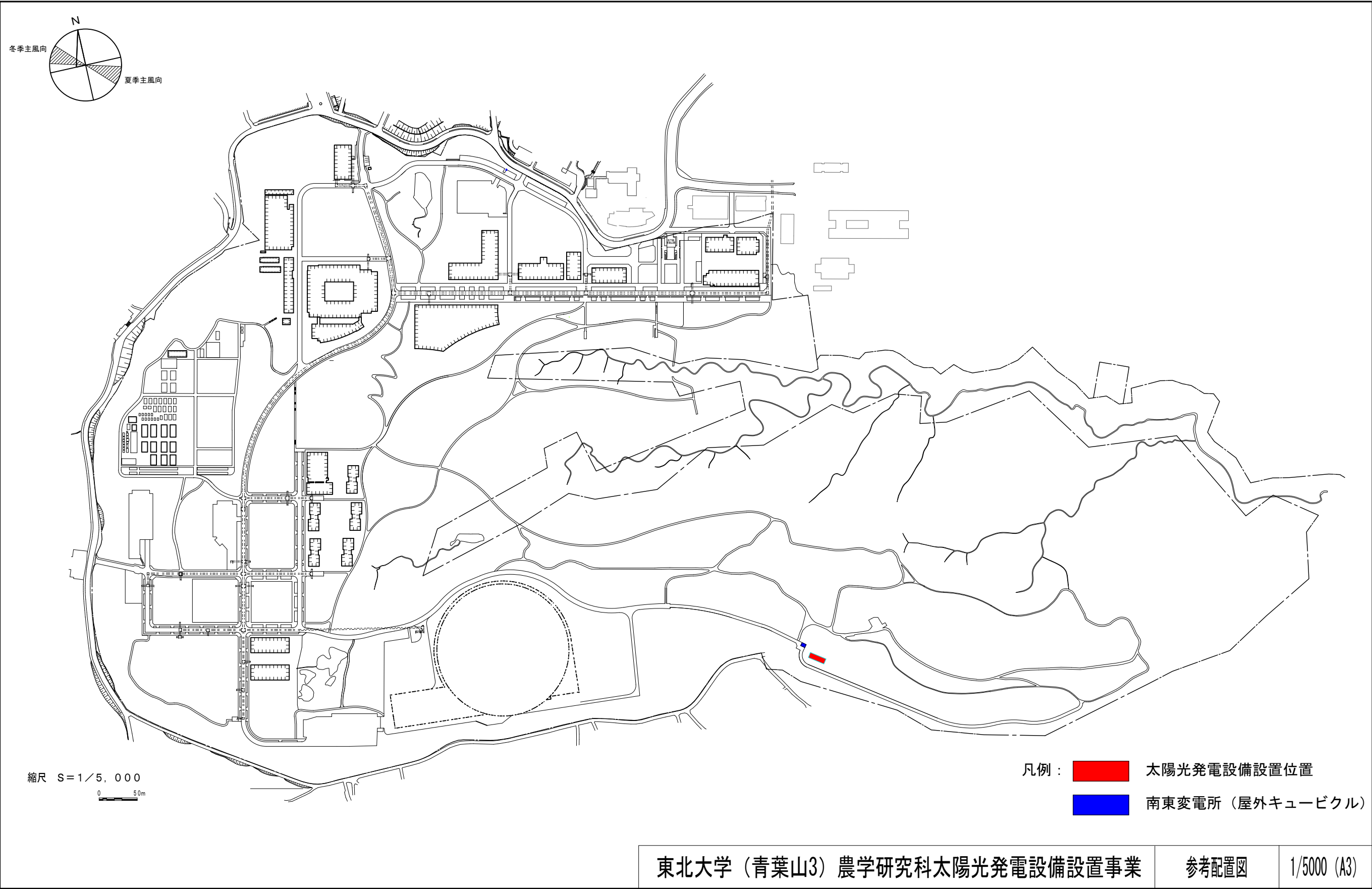
- ・受注者は、騒音・振動・悪臭・粉塵、周辺地域の交通障害および周辺環境に及ぼす影響などについて、十分な予測と状況把握および対策を行ったうえ、工事における本学への影響を最小限とするように努める。
- ・周辺地域に万一上記の悪影響を与えた場合の苦情処理等は受注者の責において対応する。

(6) 既存環境の保護

- ・受注者は、道路や本学施設等に影響を与えないように施工管理する。
- ・工事期間中に損傷した場合の補修および補償は、受注者の負担において行う。

(7) 施工管理

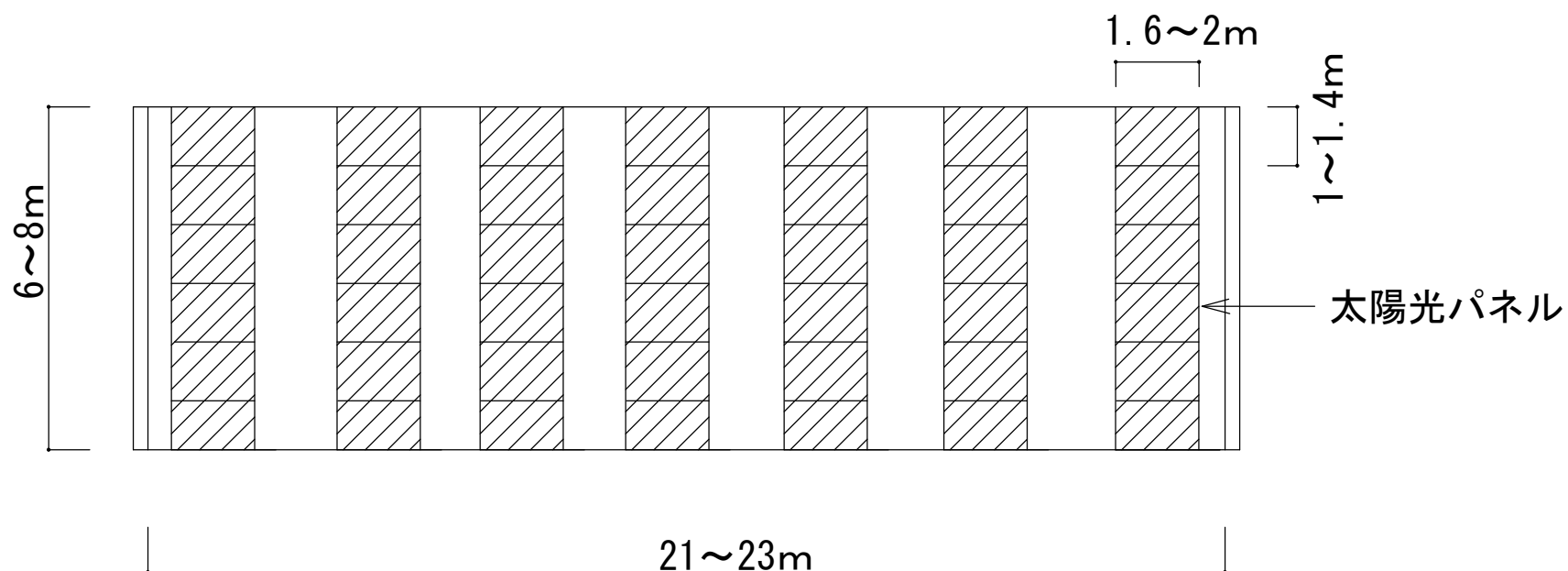
- ・受注者は、要求される性能が確実に実現されるように施工管理する。
- ・受注者は、関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および施工計画に従って工事を実施する。
- ・受注者は、本学に対し定期的に工事施工状況の報告を行う、また、本学から要請があれば施工の事前説明および事後報告を行う。
- ・本学は、必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また本学が、施工状況について説明を求めた時には、受注者は速やかに回答する。
- ・受注者は、本学が別途発注する施工上密接に関連する工事や備品設置等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努める。
- ・受注者は、工事完成時には施工記録を本学に提出する。また合わせて提出する完成図書の種類および提出部数は、特記仕様書による。
- ・本学において、受注者へ貸与する工事用地については工事開始前に協議する。
- ・本団地においては別途業者による工事が常時行われているため、施工に際しては他工事の受注者と情報を共有し安全等に配慮すること。



設置予定太陽光発電設備イメージ図

資料2

凡例：  太陽光パネル



■設置する太陽光発電設備の大きさ

長さ：21~23m×幅：6~8m×高さ：3.5~4m

■設置する太陽光パネル1枚の大きさ

1~1.4m×1.6~2m

平面図 S=N0 SCALE

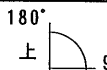
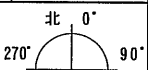
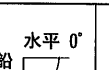
ボーリング柱状図

調査名 東北大学青葉山新キャンパス用地地盤調査

事業・工事名

ボーリングNo.57403606000

シートNo.

ボーリング名	No.1 2	調 査 位 置		宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468番1地内				北	緯	38° 15′ 0.17″			
発 注 機 関	国立大学法人東北大学			調 査 期 間		平成18年 1月11日～平成18年 1月12日			東	経	140° 50′ 10.30″		
調 査 業 者 名	東北ボーリング株式会社 電 話 022-288-0321		主任技術者	遠藤 廣行		現 代 理 人	玉手 知博		コ 鑑 定 者	玉手 知博		ボーリング グ責任者	菅原 稔
孔 口 標 高	H= 178.68m	角 	方 	地 盤 勾 配 	使用 機種	試 錐 機	東邦D-1		ハンマー 落下用具	半自動			
総 掘 進 長	10.45m					度	向	エ ン ジ ン	ヤンマーNFD-1 2		ポ ン プ	東邦BG-3	

標尺 m	標高 m	層厚 m	深度 m	柱状 図	土質 区分	色調	相對 密度	相對 稠度	記 事	粒度試験による土質区分	孔内水位／測定月日	標準貫入試験					原位置試験		試料採取			掘進 月日		
												深 度 m	10cm毎の 打撃回数			打撃 回数／貫入量	N 値	深 度 m	試 験 名 及 び 結 果	深 度 m	試 料 番 号		採 取 方 法	室内 試 験
													0	10	20									
	178.28	0.40	0.40		盛土	暗灰			盛土は砂からなる。			1.15	1	2	2	5								
1						褐		柔	全体にやや粘性強く所々に径1cm未満の細礫を少量含む。 深度2.2～2.6m間は暗灰色を帯び腐植物を混入する。 深度4.7～5.2m間は礫混じり砂質粘土となる			1.45				30								
2						暗灰		硬				2.15	1	2	1	4								
3												2.45				30								
4					砂混り 火山灰 質粘土							3.15	2	3	4	9								
5						褐		中				3.45				30								
6	172.48	5.80	6.20									4.15	1	1	1	3								
7					火山灰 質粘土	淡黄灰		柔	非常に粘性強く、所々に炭質物を筋状及び点状に点在する。			4.47	15		7	32								
8	170.68	1.80	8.00									5.15	1	1		2								
9												5.45	16	14		30								
10	168.23	2.45	10.45		礫混り 粘土	黄褐		硬	混入する礫は径0.2～2cmであり、くさり礫を混入する。 礫種は主に安山岩からなる。			6.15	2	2	2	6								
												6.45				30								
												7.15	1	1	2	4								
												7.45				30								
												8.15	3	3	3	9								
												8.45				30								
												9.15	5	7	8	20								
												9.45				30								
												10.15	3	4	4	11								
												10.45				30								

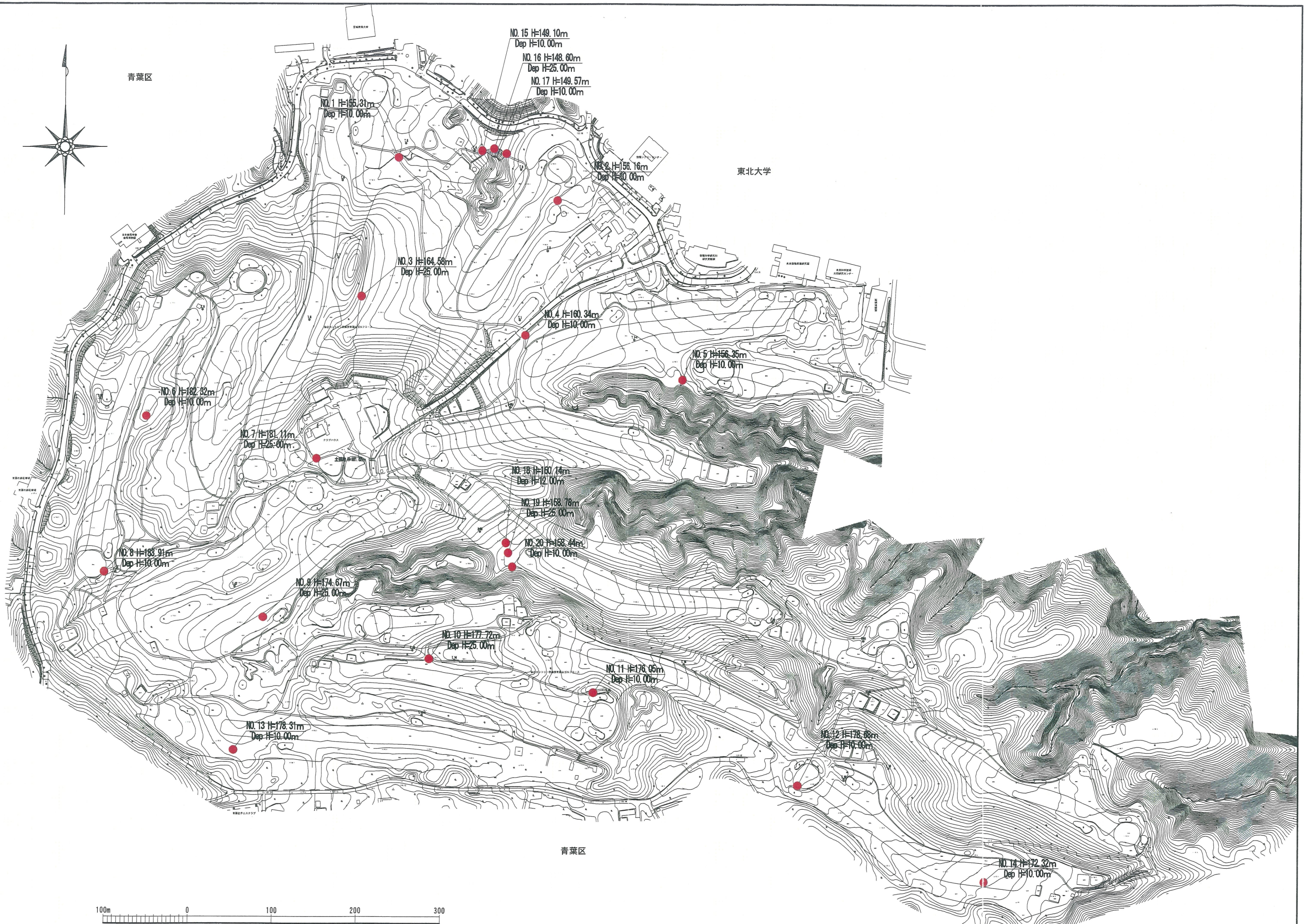


図4-1 調査地点位置図 S=1 : 4,000

凡例・1 地質層序表

地質時代		地層名	地質記号	土質・地質名	層厚 (m)	N 値	記 事
第四紀 新生代	現世	盛土	b n	礫混り砂質粘土 礫混り粘土 シルト質砂	0.4～ 13.5	0～40	№15～17と№18～20の谷部で厚く確認された。
	完新世	谷床堆積物	a g	粘土混り砂礫	3.8	55～60 以上	№16のみ確認された。
			a s	粘土質砂 有機質砂	1.0～ 3.7	10～25	№16と№19のみ確認された。
	更新世	越路火山灰	A b - l m	火山灰質粘土	1.0～ 10.45	1～15	砂混り火山灰質粘土と比較的均質で粘性強い火山灰質粘土からなる。
				礫混り粘土	0.6～ 4.65	7～39	全体に火山灰質であり、混入する礫は主に径 2 未満からなり、所々にくさり礫を混入する。
	二ツ沢礫層	A b - g	粘土質砂礫	1.9～ 8.15	24～60 以上	全体に火山灰質であり、径 0.5～3 cmの重内礫を主とし、所々にくさり礫を混入する。最大でくり抜きコア長15 cmの礫(玉石)を混入する。	
				上部向山層	M k u	凝灰岩、砂岩 シルト岩 凝灰質砂岩	2.74+ ～ 14.0
	向山層	広瀬川 凝灰岩部層	M k t	軽石凝灰岩 凝灰岩 凝灰質砂岩 シルト岩、砂岩	0.95+ ～8.0	31～60 以上	№3, 9, 10, 19 で認められた。全体に細粒～径 5 cm程度の粗流な軽石を混入する。
				電の口層	T t	凝灰質砂岩 凝灰岩 砂質凝灰岩	2.76+ ～ 10.71+

凡例・2

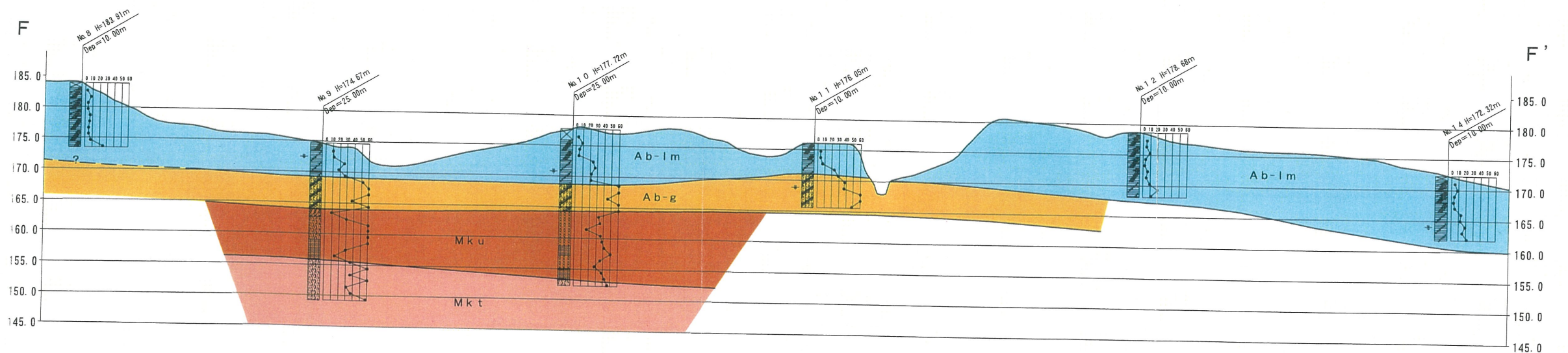
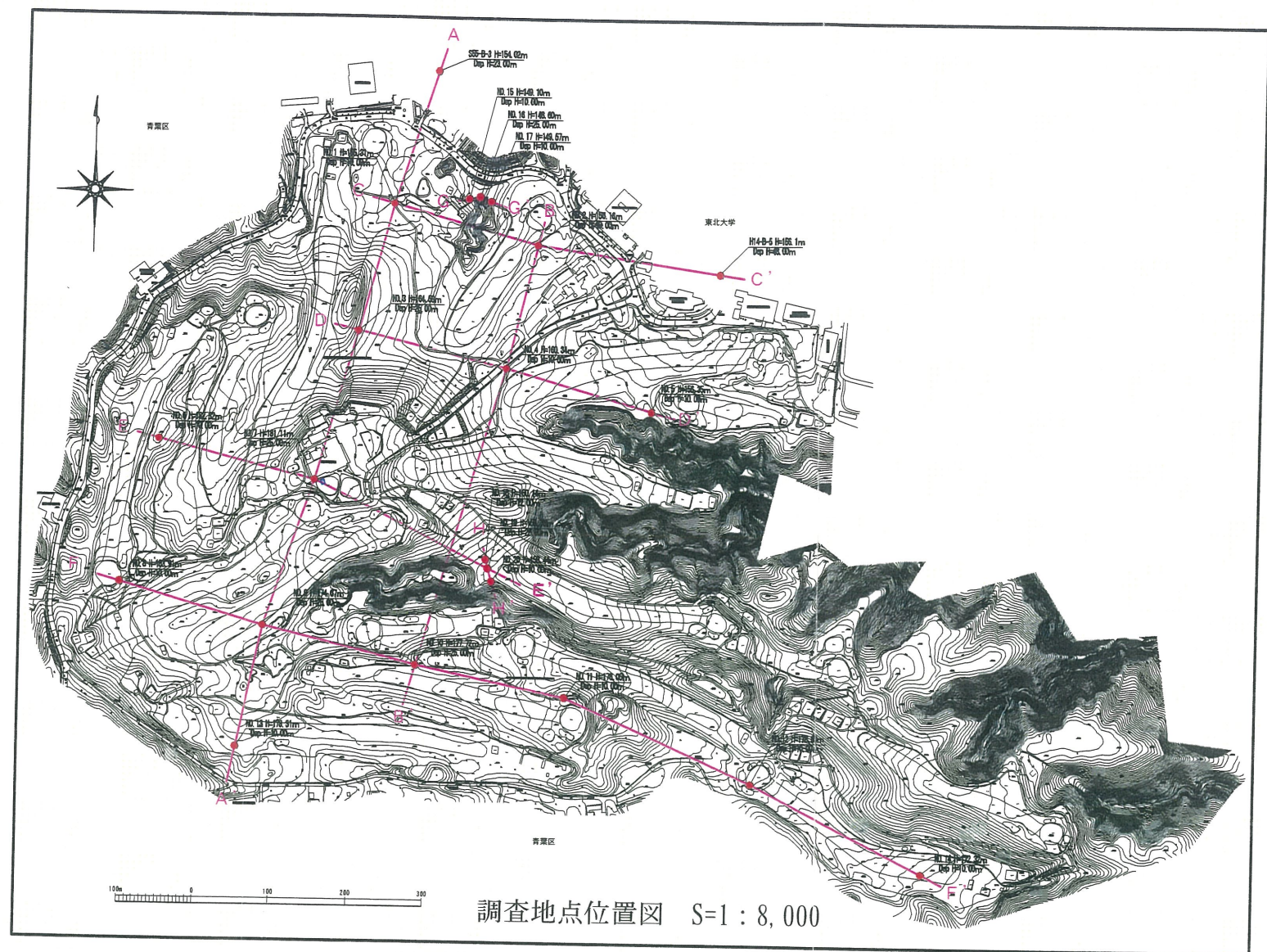
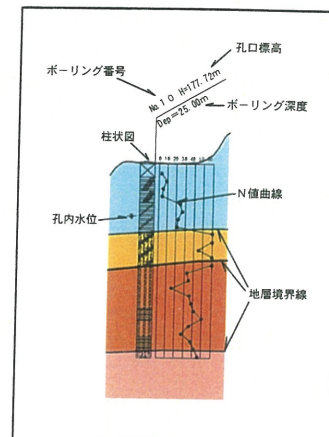


図4-3 調査地点位置図および地質断面図 V=1:800 H=1:4,000

現 場 説 明 書

工事名 ----- 東北大学（青葉山3）農学研究科太陽光発電設備設置事業 -----

----- (国立大学法人 東北大学) -----

1 工 事 名 _____ 東北大学（青葉山3）農学研究科太陽光発電設備設置事業 _____

2 工 事 場 所 _____ 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 _____

3 完 成 期 限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜 日）

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

又、用地範囲を超える場合は監督職員と協議の上、発注者等の承諾を得ること。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける（ _____ 号） ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

_____ 工事用地及び通路等は仮設物等を撤去後、原状に復し、整地清掃のうえ返却すること。

_____ 他工事と重複する工事車両動線の安全対策及び破損等が生じた場合の復旧は、施工者間で協議のうえ、適切に実施すること。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

○電力会社と協議の上引き込む ○発電機を使用する

③ 工事用電話（携帯電話の使用可）

○構外より引き込む ・構内より引き込みできる

- ④ 工事用給水
 ○構外より引き込む
 ・さく井する
 ・構内より引き込みできる
 ・給水タンクを使用する
- ⑤ 工事用電力、~~電話~~、給水の引き込み位置は別図により、及び、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上（下）水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
構内引き込みとする場合、工事用給水はメーターを設置し、使用量に応じて料金を関係部局に支払う。

(4) 工事写真等

- ① 工事写真等は文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
着工前写真	サービス判	カラー	1
工事写真	サービス判	カラー	1
完成写真	特記仕様書による	カラー	1

※完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し撮影方向等を明示した配置図、平面図を天応刷ること。

※写真はデータも提出すること。

※着工前写真及び完成写真の撮影の際は、工事黑板等の掲示はしないこと。

- ② 完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。
- ③ その他

契約締結後、次の図面等を速やかに提出すること。（現場説明書を含む）

名 称	仕 様	部 数
発注図書縮小図	A 3 版縮小原図（マイラー）	1 部
発注図書縮小図	A 3 版縮小二つ折り製本	6 部
発注図書	A 1 版二つ折り製本	1 部

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵 3 本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

- (1) 国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という）が定める工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

- ① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

☐ ○提出する。
☐ ・提出しない。

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

工 程 表

☐ ○提出する。
☐ ・提出しない。

- ② 基準第18, 第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は, 「東北大学発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき, 実施する。
- ③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成
 - ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は, 中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し, 承諾を受けるものとする。

なお, 基本計画書には, 中止時点における工事の出来形, 職員の体制, 労務者数, 搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること, 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
 - イ 工事の施工を一時中止する場合は, 工事の続行に備え工事現場を保全すること。
- ~~④ 基準第26第1項の規定により請求する場合は, 発注者又は受注者から請求のあった日から起算して, 残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ~~⑤ 基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において, 工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは, 損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災, その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）

~~(2) 入札の保証について~~

競争入札に参加しようとする者（以下, 「競争加入者」という。）は, 以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。

- ① 入札保証金及び入札保証金納付書
 - ア 入札保証金は, 競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下, 「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を東北大学が指定する銀行口座へ振り込み, 振込を証する書類を入札保証金納付書に添付して提出すること。
 - イ 落札者が契約を結ばないときは, 入札保証金は, 東北大学に帰属する。
 - ウ 競争加入者は, 入札執行後, 入札保証金返還請求書を提出すること。なお, 落札者は, 工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。
- ② 入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は, 政府保管有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は, 東北大学が指定する銀行口座等に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで, 交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には, 「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
 - ウ 落札者が契約を結ばないときは, 保管有価証券は, 東北大学に帰属する。
 - エ 競争加入者は, 入札執行後, 国立大学法人東北大学副学長（以下「副学長」という。）へ入札保証金返還請求書を提出すること。

なお, 落札者は, 工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。
- ③ 入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は, 当該保証書及び入札保証金納付書

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下、「銀行等」という。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、書類の提出日から入札執行日以降入札説明書で指定する日までを含むものとする。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、東北大学に帰属する。
- ケ 競争加入者は、入札執行後、副学長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、副学長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては副学長の指示に従うこと。
- ④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券及び入札保証保険証券納付書
- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日以降の日であって、入札説明書で指定する日までを含むものとする。
- キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、東北大学に帰属する。
- ⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書
- ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
- イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
- エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。

力 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、副学長の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

⑥ 入札保証金の還付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑧のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は現金、又は東北大学が指定する銀行口座へ振り込む場合は振り込みを証する書類、及び契約保証金納付書

ア 東北大学が指定する銀行口座へ振り込む場合は、「七十七銀行本店」に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人東北大学会計規程（以下「会計規程」という）により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書を提出すること。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く）及び副学長が确实と認める社債の場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規定により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、②に規定する有価証券の場合は、政府保管有価証券払込済通知書並びに契約保証金納付書

ア 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。

- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は副学長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は副学長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
- ア 請求代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
 - イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は副学長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は副学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
- ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
 - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、副学長から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は副学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑥ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- ア 債務不履行による損害金の支払を保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下、「金融機関等」と総称する。）とする。
 - イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - カ 保証期間は、工期を含むものとする。
 - キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
 - ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。

- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、副学長から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑦ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び履行保証保険証券等納付書
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学 副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑧ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券及び履行保証保険証券等納付書
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「国立大学法人東北大学副学長 伊豆 仁志」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、副学長の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計規程により東北大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑨ ~~①から⑧の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め副学長の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。~~
- ~~当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を支出負担行為担当官に提供し、副学長は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。~~
- ~~※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他の知覚によっては認識する~~

~~ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。~~

~~——※電子証券等閲覧サービス 電子証券等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。~~

~~——※契約情報 電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。~~

~~——※認証情報 電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。~~

~~【以下は令和5年4月1日から令和7年6月30日までの暫定的な取扱い】~~

~~なお、保険会社の発行する電子証券等（以下「PDF発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏むこと。~~

~~ア 保険会社から発注者へ提出~~

~~受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。~~

~~イ 受注者を通して発注者へ提出~~

~~受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。~~

(4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資制度のいずれかを選択して、利用できるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて国立大学法人東北大学財務部から2回以内に支払うものとする。なお発

注者は、適法な請求書を受理した月の翌月 25 日まで代金を支払うこと。

(9) 請負代金の前払い

- ① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の3」以内の額の前払金を請求することができる。また、~~前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

~~ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が5,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。~~

- ② ~~前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を副学長に提供し、副学長は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。~~

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者
受注者とすること。
- ③ 被保険者
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額
請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）
請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項
~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~
~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~
ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
(ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とす

ること。

(イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

~~エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。~~

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」

(令和元年6月14日法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 東北大学が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。

(2) (1)により警察への通報等を行った

場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面

による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

6月及び10月に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳の作り方」によること。

(3) 建設業退職金共済制度の履行

① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査監督職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 成績評定について

① 設計業務成績評定について

この業務は、文部科学省が定めた設計業務成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第369号）による設計業務成績評定の対象業務である。

② 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等

を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
 - ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- ~~(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~
 - ① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～エの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、施工場所から10km以内の同一工種工事又は東北大学発注する仙台市内の同一工種の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。

③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

① 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。

③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領に該当することがある。

~~(10) 週休2日促進工事の実施について~~

① 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

② 週休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場休息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。

ウ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

オ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合（以下、「現場休息等率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準

に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。

- ③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の場合の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- ④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。

- ⑤ 【建築工事等の場合】月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。

ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

- ⑥ 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

- ⑦ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(11) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

~~(12) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

~~本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。~~

~~(13) 共通費実態調査（共通費モニタリング調査）への協力~~

~~受注者による工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算の一層の適正化を図ることを目的とした、「共通費実態調査」（共通費モニタリング調査）を依頼することがある。~~

(14) 質疑回答

① 現場説明会を実施しない場合

ア 質疑がある場合には提出

書面により令和6年8月7日17時までに国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係へ持参，メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出する。

イ 質疑応答の閲覧日時及び場所

令和6年8月20日 までにメールにて回答する。

~~② 現場説明会を実施する場合~~

質疑の提出：書面により令和 年 月 日 時までに国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係へ提出する。

回 答：令和 年 月 日 時

回答場所：国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係。なお質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。

~~(15) 数量公開について~~

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量書）として公開，提供する。ただし，仮設については任意仮設とし，設置場所は監督職員との協議による。数量書は，見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に提供し，その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

なお，入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また，数量書に対する質問書において，数量の差異等に関わる質問については，差異根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（必着）まで。持参する場合は上記の日曜日，土曜日及び祝日を除く毎日の9時～17時までに行うこと。

③ 提出先：国立大学法人東北大学本部事務機構施設部計画課契約・監理室契約・監理係

④ 提出方法：持参，メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出する。

⑤ 回 答：令和 年 月 日までにメールにて回答する。

(16) 統括安全衛生管理義務者の指名について

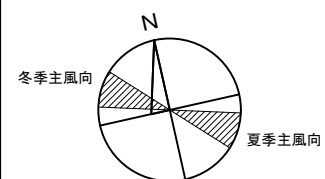
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定に基づき，本工事の受注者を同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名する。

(17) 作業員等の工事車両駐車場は大学敷地外に設けること。

(18) 工事車両動線は大学関係者及び第三者の動線と交差するため，仮設計画及び安全対策については仮設計画及び安全対策については受注者の責において計画し，監督職員の承諾を得ること。

(19) 禁煙区域について

国立大学法人東北大学キャンパスは敷地内及び敷地周辺も含め全面禁煙（新型タバコを含む）である。



凡例	内容
	太陽光発電設備設置位置
	工事用地

